

警報発令時における休業・登下校について

R2.9 改訂
家庭保存版

上之保地区を含む地域に警報が発令された場合の対応は次の通りです。

1 児童が登校する前に 以下の警報が発令された場合

| 暴風・大雨・洪水警報・特別警報の対応 | 大雪警報等の対応 |
|--|--|
| <p>●児童は自宅または安全を確保できる場所で待機する</p> <p>★警報の解除の時刻が…</p> <p>(1) 6:15 以前の解除 ➡ 通常登校</p> <p>(2) 6:15 ～ 8:00 に解除 ➡ 解除後2時間を経ってから授業開始 給食あり</p> <p>(3) 8:00 ～ 11:00 に解除 ➡ 昼食後登校, 午後授業</p> <p>(4) 11:00 までに解除されない場合 ➡ 休業</p> | <p>●基本的には他の警報と同様としますが、気象情報や武儀・上之保地域の状況から学校と関市教育委員会とで協議して、対応を判断します。</p> |

2 児童が登校してから警報が発令された場合

| 暴風・大雨・洪水警報・特別警報の対応 | 大雪警報等の対応 |
|---|--|
| <p>—警報発令時は学校待機—</p> <p>(1) 下校時刻前に解除されたとき ➡ 教師の引率による下校</p> <p>(2) 下校時刻になっても解除されないとき ➡ 学校待機</p> <p>※引き渡しをお願いすることがあります</p> | <p>●基本的には他の警報と同様としますが、気象情報や武儀・上之保地域の状況から学校と関市教育委員会とで協議して、対応を判断します。</p> |

3 その他の対応について

警報発令の有無にかかわらず、保護者の判断で危険と思われる時(道路や橋の損壊, 家屋や樹木の倒壊, 河川の氾濫, 山崩れなどで危険な場合, あるいは自宅等の被害が著しい場合など)は**自宅又は安全を確保できる場所で待機**とし速やかに学校にその旨をご連絡ください。

4 連絡方法について

連絡は、学校メール配信等を使用して行います。

| | |
|--------------|---------|
| (連絡先) 上之保事務所 | 47-2001 |
| 上之保小学校 | 47-2019 |